CONTENTS

# 2013.6.1 Vol.3 - No.

# 大·大林 大水本

#### 公益社団法人 日本栄養士会

News & Topics ·····	1
会務報告	3
職域事業部のページ	6
都道府県栄養士会会長に聞く!!	12

総会開催通知 ………………… 14

# News & Topics

#### 「食品表示法案」の閣議決定について(平成25年4月5日)

「食品表示法案」について、4月5日に閣議決定され、公表されました。

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する「食品表示法案」が、閣議決定され、関連資料が公表されました。

### 食品表示法案の骨格

平成25年4月 消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して 食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

#### 目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大 ・食品を摂取する際の安全性 ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止 ・食品を摂取する除の女室性 ・一般消費者の自主的かつ合理的な ・ 日本の機会の確保 ・ 日本の機会の確保 ・ 日本の機会の確保 ・ 日本の機会の確保 ・ 日本の機能の増進 ○基本理念(3条) ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、 消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の 自立の支援を基本 ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮 食品表示基準 (4条) ○ 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、 食品表示基準を策定 ① 名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他 食品関連事業者等が表示すべき事項 ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項 ○ 食品表示基準の策定・変更~厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取 食品表示基準の遵守 (5条) ○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務 指示等 (6条・7条) ○ 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類) ~食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を 遵守すべき旨を指示 ○ 内閣総理大臣・指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令○ 内閣総理大臣・指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令 〇 指示・命令時には、その旨を公表

#### 内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき ~内閣総理大臣等に申出可
   ⇒内閣総理大臣等に申出可
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体~特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

### 権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

#### **刊**則 (17条~23条)

○ 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反 等について罰則を規定

#### 附則

- 施行期日~公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から5年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

#### (参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

#### 【今後の検討課題】

- 〇 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い~当面、実態調査等を実施
- ○遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い~当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い~当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- →上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

#### 食品表示法案要綱\*-部抜粋

立入検査等 (8条~10条)

○ 違反調査のため必要がある場合

~立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

#### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に 関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に 供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とすること。(第一条関係)

#### 二 定義

- 1 この法律において「食品」とは、全ての飲食物 (薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) に規定する医薬品及び医薬 部外品を除き、食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) に規定する添加物を含む。) をいうものとすること。
- 2 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいうものとすること。
- 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいうものとすること。

(一)食品の製造、加工 (調整及び選別を含む。) 若しくは輸入を業とする者 (当該食品の販売をしない者を除く。) 又は食品の販売を業とする者 (以下「食品関連事業者」という。)

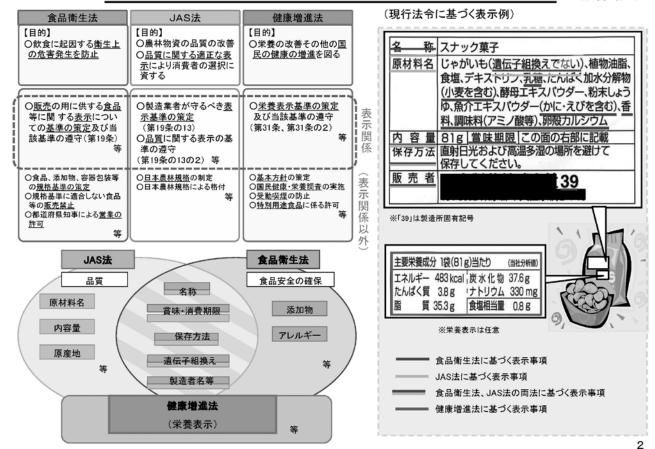
(二)(一)に掲げる者のほか、食品の販売をする者(第二条関係)

#### 三 基本理念

- 1 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならないものとすること。
- 2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産等の現況等を踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮して講ぜられなければならないものとすること。

### (参考)現行の食品表示に関する法律

平成25年4月 消費者庁



〈文中の資料は以下のホームページに掲載されています〉

食品表示法案の骨格・(参考) 現行の食品表示に関する法律 食品表示法案要綱 (一部抜粋掲載)

食品表示法案

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405\_houan2.pdf http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405\_houan3.pdf http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130405\_houan4.pdf

#### \*詳細については、日本栄養士ホームページ 会員専用ページをご覧ください。

# 平成25年1月度 理事会開催報告

日 時:平成25年1月26日(土)13:00~18:15

1月27日(日) 9:00~12:35

場 所:日本健康・栄養会館 3階研修ホール

現在の理事の数:24名

出席理事の数:22名(26日) 23名(27日)

#### 会長挨拶=

本年、初めての理事会、あけましておめでとうございま す。お忙しいところお集まりいただきありがとうございま す。日本栄養士会の今後の方向性として、根拠に基づい た栄養実践(EBN)を活動の中で実施していかなくては ならないと考えている。例えば、管理栄養士・栄養士は、 食に関する技能・知識はあるが、その知識は正しいか。 この情報社会の中、情報は一般の人でも簡単に得られる。 その情報が妥当であるか、根拠に基づいているか、判 断・区別する能力があるか、また、その根拠に基づいた 知識を活かして活動できるか。一般の人と専門職との違 いがそこにある。その能力がないと専門職とは言えない。 エビデンスを十分に活かし、情報を判断し、統合する能 力については、管理栄養士・栄養士は他の医療職種に比 べ、その到達度が低いようにも思われる。EBNを実践し ていくことを心において、今回の理事会での議論を重ね ていただくとともに、各事業部の活動を展開してほしい。

#### 議決事項

#### (1) 本執行部の到達目標(仮称) 設定について

国民のQOLの向上と健康寿命の延伸を実現するために、10年後の管理栄養士・栄養士像の検討、目標と行動計画を立案し、達成するための課題、検討事項についての説明・提案があり、今後検討を重ねていくことで承認した。また、2月10日までに各理事より意見を募ることとなった。

#### (2) 栄養士制度の方向性について

栄養士制度(法改正)の経緯と今後の方向性について 説明があり、今後も意見を集めながら検討していくことを 了承した。

(3) 平成24年度事業執行状況について —未執行事項 への対応—

上半期の執行状況の説明があり、承認した。

(4) 平成24年度収入支出見込み計算書について

平成24年度の収支見込みについての説明があり、承認した。

(5) 定款第26項第4項に基づく業務執行報告について 会長、副会長、専務理事、常務理事より業務執行報告 があり、これを了承した。

#### (6) 平成25年度事業計画案の概要について

各事業部、各職域事業部からの事業計画、月別行事 予定についての説明があり、この報告を了承した。

#### (7) 栄養ケア・ステーション事業のあり方について

栄養ケア・ステーションの各種事業についての説明があり、認定栄養ケア・ステーションの制度については、熟考を重ねることとした。

#### (8) 平成25年度政策経費について

日本栄養士会としての計画案、医療事業部の計画案の説明があり、総務部会で検討し、次の理事会で検討する。

# (9) 公益社団法人での諸規程の制定について (職域事業部運営規程等)

定款施行規則の一部変更について、原案のとおり承認した。職域事業部運営規程については、一部誤りを訂正し、文言を訂正する。旅費規程については、報酬と旅費を分けて考えることも含め、再検討することとした。その他、必要な規程とこれらを含め次回理事会で検討することとした。

#### (10) 平成25年度定時総会の概要について

日程及び議題、特別講演のテーマについての提案があり、特別講演のテーマは、将来を見据えたテーマとすることを、承認した。

#### (11) 平成25年度全国栄養士大会の概要について

概要と自由集会についての提案を了承し、細部については理事会で検討することとした。

(12) 診療報酬・介護報酬の改定への対応について

要望内容とその対応状況、今後の展開などについての説明があり、この方向性を了承した。

#### (13) 平成25年度収入支出予算案について

再度、総務部会にて検討を重ね、次の理事会で検討することとした。

#### (14) 会員増対策について

特定給食施設で働く管理栄養士・栄養士数などの現状についての説明があり、職域事業部でさらなる活動を行うこととした。

#### (15) 卒後教育体系の構築について

会議報告と体系の説明があり、名称と全体計画も含め、検討を重ねることとした。

#### (16) 公益社団法人移行後の日本栄養士会と都道府県 栄養士会の連携のあり方について

目的、経緯などの説明があり、会費の取り扱いについては至急に再検討し、諮問会議に提案をすることとした。

#### (17) 有床診療所などの管理栄養士が行う栄養管理業務 の推進について

現状・対応策等についての説明があり、医療事業部に さらなる協力をお願いし、諮問会議において各都道府県 栄養士会での対応を願うこととした。

#### (18) 第2回諮問会議の運営について

一部、次第・日程の訂正をし、承認した。

#### (19) 「日本栄養士会雑誌」の業務委託について

入札の公示内容についての説明があり、承認した。

#### (20) 公益信託中谷鈴代記念栄養改善活動振興基金の 創設について

基金の目的、内容などについての説明があり、承認した。 (21)その他

役員互助会の運営について説明があり、承認した。

#### 【はじめに】

厚生労働省補助金による平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設利用者の生活習慣病等の疾病改善のための療養食の提供と栄養管理の在り方に関する調査 | を実施した結果を報告する。

#### 【目的】

障害者支援施設の利用者の疾病の実態、実態に即した療養食等の栄養管理の有無とその概要、療養食加算の取得の有無とその理由を探求することを目的に質問票調査を実施した。

#### 【方法】

療養食加算の取得の有無別によるフォーカスグループインタビュー形式のパイロット調査を実施し、実態に応じた質問票を作成した。平成25年2月に国内の全障害者支援施設に質問票を送付した。回答率52.8%であった。

#### 【結果と考察】

栄養マネジメントは、常勤管理栄養士を配置している施設の実施率が高く、常勤栄養士のみ配置している施設の約1.9倍であった。栄養マネジメント加算取得割合は、常勤管理栄養士配置施設が約9割、常勤栄養士のみ配置施設が約8割であった。また、全施設のうち療養食を提供している施設は約5割、そのうち加算を取得している施設は約6割であった。それぞれの加算取得状況をみると、常勤管理栄養士配置施設で約7割、常勤栄養士のみ配置施設で約5割であった。これらのことから、常勤管理栄養士配置施設では栄養マネジメントと療養食の実施率が高く、加算取得も多いことが明らかになった。

療養食提供施設と療養食加算取得施設への食事箋の発行元は、嘱託医によるものが大半であり、かかりつけ医と協力医療機関は2割程度であった。このことから、療養食を提供するために必要な食事箋の発行を推進するには、嘱託医との連携とかかりつけ医や協力医療機関への情報提供が重要であることが明らかとなった。

有疾病者数の割合が高かったのは、脂質異常症、糖尿病、鉄欠乏性貧血、心臓疾患であり、その療養食提供割合は、有疾病者率とは異なり糖尿病が8割であったが、他の疾病への対応が十分になされていないことが明らかとなった。

栄養マネジメント実施施設および療養食提供施設の 食形態については、栄養マネジメント加算と療養食加算 の取得施設において常食以外の食形態の提供割合が高 いことから加算取得されている施設は、利用者に合った食形態を考慮していることが示唆された。

栄養状態の把握に必要な情報である食事摂取量の把握回数と把握時間帯については、常勤の管理栄養士・栄養士を配置し、栄養マネジメントや療養食を実施している施設では、食事摂取量により栄養状態を把握している割合が高かった。

体重測定の頻度では、約9割以上の施設が体重を月1回以上測定しており、体重の推移が栄養管理に欠かすことのできない項目であることを示している。一方、身長測定では、身長を年1回以上測定している割合が低く、身長は頻回に計測しなくても良い項目であることを示している。血液検査の頻度では、年1回の頻度で検査している施設が約8割であった。これらの項目全てにおいて栄養マネジメントや療養食を実施および加算を取得施設で高い割合で実施されており、常勤の管理栄養士・栄養士による実施割合が高かった。

栄養マネジメントおよび療養食の必要性の意識については、利用者とその家族が必要性を感じている割合は低かった。また、施設職員では管理栄養士・栄養士が一番高く、次いで施設長、サービス管理責任者、生活支援員、他の医療職種の順であり、医師の割合は低かった。

栄養マネジメントの実施や加算取得に関する情報源は、県・市町村などの行政機関が一番多く、次いで栄養士会、障害施設団体、インターネットであった。情報の取得方法については、県・市町村などの行政機関の通知文が一番多く、次いで栄養士会の研修会、通知文・広報誌であった。療養食の情報源と取得方法においても同様であったことから、各種団体も栄養マネジメントや療養食などに対する研修会や広報誌などでお知らせすることが必要であると考えられた。

栄養マネジメント加算未取得施設の加算取得への障害は、栄養関係以外の業務が多すぎて手が回らないが一番多く、次いで医師の協力が得られにくい、他の職員の協力が得られにくいなどであった。また、療養食加算未取得施設の加算取得への障害は、療養食加算を申請する手続きが分からないが一番多く、次いで栄養関係以外の業務が多すぎて手が回らない、療養食の約束食事箋の作成の仕方が分からない、医師の協力が得られにくい、療養食の食事箋の様式が分からないなどであることが明らかになった。

#### 【考察】

今回の結果は、障害者支援施設の利用者の食生活・ 栄養状態を支援する栄養管理の一環である療養食や栄養マネジメントの実施状態と実施に対する阻害要因を 直接に証明したものであり、療養食や栄養マネジメント の必要性や情報提供のあり方、多職種協働のあり方の 重要性を強く示すものであると考えられる。

#### 【提言】

上記の結果から以下の提言をした。

- 1. 障害者支援施設の利用者が健康を維持・増進し、 一生涯健康で快適な日常生活を営むためには、栄養 マネジメントや療養食を実践することが前提とな る。その実施にあっては、実施しやすい環境を整備 し、容易に実践できる支援体制をつくる必要がある。
- 2. 全ての施設が栄養マネジメントと療養食を実践する ためには、実践するための手法や技術に対する情報 や技術習得の研修などを多面的に準備する必要が あり、栄養士会や障害関係団体などにおいてもその 役割を果たす必要がある。これらを実施することに より、栄養管理の専門職である管理栄養士・栄養 士ばかりでなく、管理者や他の施設職員もより深い 理解ができ、より適切に実践をすることができ、利 用者の健康維持や生活の質の向上が図られ、障害 者の自己実現に向けて寄与することができる。
- 3. 食事箋の発行元が嘱託医によるものが大半であり、

- かかりつけ医や協力医療機関によるものはわずかであったことから、かかりつけ医や協力医療機関に勤務する医師との緊密な連携の必要性と医師の理解向上が重要であることが明らかとなった。これら医師に対して、栄養マネジメントと療養食に関する知識と意識の向上を目的とした情報提供が必要である。
- 4. 栄養マネジメントと療養食の実施率を上げ、その充実を図るため、今回作成した事例集を全国の障害者支援施設に配布するとともに、その技術を高める研修会などを全国的にかつ持続性を持って開催することが必要である。これらを実施することにより、適切な栄養マネジメントと療養食の実践への支援体制が可能となる。
- 5. 障害者支援施設の利用者の高齢化に向けて、咀嚼・ 嚥下などの摂食機能低下に対応する食形態や食事 介助などの技術向上を図るために、実態把握とその 技術向上に取り組む必要がある。

#### 【おわりに】

これらの結果から、障害者支援施設において療養食の 提供をも包括した栄養マネジメントの重要性とその必要 性を伝えることが必要と考え、先進的な事例を収集し、 事例集を作成した。調査協力施設には報告書と事例集を、 他の施設には事例集を配布したいと考えている。

(公社)日本栄養士会理事(福祉事業部担当) 政安静子

## ■ 東日本大震災における支援活動に対して、 厚生労働大臣から感謝状をいただきました

東日本大震災の発生から2年を迎え、天皇皇后両陛下 御臨席の下に、3月11日に政府主催の「東日本大震災二周 年追悼式」が執り行われました。式典には、安倍晋三内 閣総理大臣をはじめ、衆議院議長、参議院議長、最高裁 判所長官、御遺族の方々などが参列され、日本栄養士会 からは小松龍史会長が参列いたしました。そして、同日 付けで、東日本大震災における日本栄養士会の支援活動 に対して、厚生労働大臣から感謝状をいただきました。



#### ■ 厚生労働省に栄養指導室が設置されました

4月1日付けで、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に、栄養指導室が設置され、初代の室長に管理栄養士である河野美穂(がん対策・健康増進課栄養・食育指導官併任)氏が就任しました。

## 医療事業部

# 平成25年度病院・医療関連職域管理栄養士・ 栄養士育成のための全国リーダー育成研修会報告

「平成25年度病院・医療関連職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー育成研修会」が、平成25年4月20(土)・21(日)の両日、47都道府県代表者出席のもと日本健康・栄養会館にて開催された。

長野県・栗原和江会員、滋賀県・森光子会員が議事進行を務める議長として選出され、研修会が始まった。 冒頭で石川祐一医療事業部企画運営委員長から医療事業部への名称変更の経緯の説明があり、その後昨年度末で医療事業部の会員数がプラスに転じたことが報告された。これをきっかけとして平成25年度は早期に現会員数を確保し、さらなる会員増をめざすこと、そして組織力の強化を図り各種要望の実現にむけ団結していきたいとの接拶があった。

その後議事に従い全国リーダー育成研修会が開催された。

#### 1. 平成24年度事業報告について

平成24年度の事業として各WGから取り組み内容の報告があった。

事業WGからは、毎年発行の広報誌「病栄協のしおり」が公益法人化に伴う職域の名称変更に伴い「医療事業部のしおり」となり、今回は栄養指導、栄養管理を行う上での基本となる糖尿病・CKD・高血圧・動脈硬化のガイドラインを抜粋し1冊にまとめ、会員の有効活用に結び付けることが報告された。今後会員宛に送付される予定である。

第32回食事療法学会については長野県軽井沢プリンスホテルにて開催され、748名の参加者を集め盛況のうちに終了したこと、臨床栄養学術セミナーは「摂食・嚥下障害、在宅訪問栄養食事指導」をテーマに、スキルアップセミナーは「平成24年度診療報酬改定」をテーマに都内で開催されたことが報告された。

また、組織WGからは政策課題について会員の協力のもと実態調査が実施され診療報酬改定要望資料として活用すべく、とりまとめを行っていることが報告された。その他関係する機関・医療関連団体・関連学会との連携、会議への参加報告がされた。

#### 2. 平成25年度事業計画について

平成25年度は前年と同様に「チーム医療の一員として全ての患者の栄養管理を実現させよう」をスローガンに事業を展開していくことが報告された。

事業WGからは例年通り臨床栄養学術セミナーを都内で開催(6月15日:テーマ「糖尿病食事療法最新情報に

ついて」)、スキルアップセミナーは11月16日・17日同じく都内で開催(内容未定)されることが報告された。第33回食事療法学会は平成26年3月8日・9日長崎ブリックホールで開催される。

組織WGからは26年診療報酬改定に向けた政策課題として、実態調査施設から病棟業務を積極的に行っている施設に対し2次調査を実施していること、摂食嚥下リハビリテーション学会と共同で、摂食嚥下に関する取り組み好事例のまとめを行うことが報告された。また、各種学会、団体と連携した要望を提出するとの方向性が示された。

#### 〈特別講演〉

経済産業省商務情報政策局へルスケア産業課へルスケア産業研究官の仁賀健夫氏より、「ヘルスケア産業振興に向けた経済産業省の取り組み」と題して講演が行われた。これまでは、厚労省の方をお招きし医療に直接関わる内容が主であったが今回は経済産業省が取り組んでいるヘルスケア事業についての講演であった。医療の中だけでなく医療を取り巻く関連産業におけるヘルスケア事業の活用事例、モデル事業など積極的な関わりについて紹介があった。中には遺伝子を活用した保険外の予防サービスが着々と進められているとの話があり、我々の栄養食事指導も将来遺伝子情報に基づいた予防指導などが普及する可能性を示唆する内容であった。今後管理栄養士・栄養士の人材活用の場が広がるきっかけになるのではないかと興味深く拝聴した。

開催2日目は、前日の事業報告および計画内容について発言通告書によって質疑が交わされた。特に診療報酬改定要望や会員増対策については会員にとって身近な話題であり、代表者から活発な発言がされていた。執行部からは代表者の役割の一つに「会員への情報伝達」があり、タイムリーな情報伝達が会員に有益な情報となり、結果として会員増に結び付くことが考えられるため、周知を図ることが依頼された。最後に、私自身企画運営委員の一員となり2年目になるが、診療報酬改定・会員増対策・管理栄養士や栄養士のスキルアップと多くの課題を抱える中、会員一人ひとりの声を聞き、それぞれの期待や要望に応えられるよう担当業務を全うしたいと考える。

(医療事業部企画運営委員 福島早知子)

# 学校健康教育事業部

# スキルアップ研修会が始まりました!

学校健康教育事業部では、会員のみなさんの資質向上を図り、給食管理、食に関する指導、個別相談などの専門性をより高めることを踏まえ、また管理栄養士を目指す学校栄養職員にとっても「栄養学」、「生化学」、「臨床栄養」、「栄養の最新情報」、「成長期のスポーツ栄養」、「食物アレルギー」などについて基礎から学ぶことが必要と考え、現場ですぐに役立つ内容を盛り込んだスキルアップ研修会(集中講座)を本年度も昨年以上に充実した内容で下記のように企画しました。

#### ①食育のためのスキルアップ研修会

〈講 師〉 川崎医療福祉大学臨床栄養学科教授 小野 章史 |会場・日程|

- \*島根県会場:6月8日(土)・9日(日)松江市・島根県民会館
  - ・「臨床栄養」・「代謝のしくみ(食欲・消化)」・「糖質の構造・機能・代謝」
- \*宮崎県会場:7月26日(金)~28日(日)宮崎市・宮崎県学校給食会
  - ・「代謝のしくみ(食欲・消化)」・「糖質の構造・機能・代謝」
  - ・「タンパク質・アミノ酸の代謝」・「ミネラルの代謝」
- \*愛知県会場:8月2日(金)~4日(日)名古屋市・名古屋女子大学
- ・「消化・吸収不良の病態」・「血液循環」・「腎臓機能」 \*岩手県会場:8月9日(金)~11日(日)盛岡市・マリオス
  - ・「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」・「栄養成分の構造と機能」
  - ・「生体エネルギー学」・「栄養と代謝」・「臨床栄養」
- \*東京都会場:8月23日(金)~25日(日)台東区・華学園
  - ・「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」・「栄養 成分の構造と機能」
  - ・「生体エネルギー学」・「栄養と代謝」・「臨床栄養」

#### ②給食管理のためのスキルアップ研修会

昨年度は、「食事摂取基準の活用の仕方」についての研修会を行いましたが、今年度は、学校給食法の「学校給食摂取基準」の一部改正が平成25年1月30日に告示され、4月1日より施行されたことに合わせて、「学校給食摂取基準の解説」と学校健康教育事業部の「子どもの栄養食事指導・支援プログラム」ワーキング委員会で作成した、食事摂取基準計算ソフトと子ども栄養食事指導・支援プログラム(学校給食対応用改良版)ソフトの活用実践報告および活用方法についての研修会を実施します。〈内容・講師〉

「学校給食摂取基準の解説及び活用の仕方」

大阪市立大学大学院教授 由田 克士 「『子どもの食事指導・支援プログラム』実践報告及び 活用方法について」

宝達志水町立押水中学校 北出 宏予 (学校健康教育事業部で作成したソフトを研修会資料 として配布予定)

#### 会場・日程

\*岡山県会場:6月29日(土)岡山市・中国学園大学

\*京都府会場:6月30日(日)京都市・同志社女子大学 \*新潟県会場:7月13日(土)新潟市・新潟県立大学

\*東京都会場:7月14日(日)千代田区・日本健康・栄養会館

\*岩手県会場:7月21日(日)盛岡市・アイーナ

\*福岡県・愛知県でも開催予定

#### ③栄養管理のためのスキルアップ研修会

9月以降、「スポーツ栄養」、「行動科学」などの内容で計画中

#### 4)全国研修会

日程 平成26年2月8日(土)、9日(日) 会場 聖徳大学(千葉県松戸市)

昨年度から、多くの会員が参加できる機会を持ちたいと 考え、地区単位での研修会の開催を企画しました。今後も、 会員の意見を反映した内容の研修会を企画したいと考えて いますのでよろしくお願いいたします。みなさんの参加を お待ちしています!

#### \*\*平成24年度学校健康教育全国研修会の報告\*\*

平成25年2月16日・17日の2日間、東京ガス本社ビルで 開催しました。申し込みが定員オーバーするほどで、2日 間とも会場いっぱいの参加者がありました。また今回は、 文部科学省の江口調査官と田中前調査官が2日間とも朝一 番から、私たちと一緒に研修会を受講されました。

1日目は、「栄養士がしっかりと伝えるスキルを身につけるために〜プレゼンテーションの極意〜」と題して、(株) Smart Presen の新名史典氏に、午後は、「一生及び次世代の健康を決める思春期の栄養」と題して、早稲田大学の福岡秀興教授と「学校給食の現状と課題」と題して、文部科学省の江口陽子調査官より講演をいただきました。

また研修会終了後の情報交換会は、1日目に講演をいただいた3人の先生と田中延子先生にも参加いただき50名あまりの会員と一緒に有意義で楽しい情報交換になりました。

2日目には、「管理栄養士・栄養士の職業倫理」と題して、神奈川県立保健福祉大学学長・日本栄養士会名誉会長の中村丁次先生に、「行動科学に基づいた学校における食育」と題して、お茶の水女子大学の赤松利恵准教授に講演をいただきました。午後からは、全国研修会では初めての試みとして、「食事摂取基準を用いて地域の実情に合わせた給食運営・個別指導の実践」と題したパネルディスカッションを、田中延子先生をコーディネーターに迎えて行いました。\*今回の研修内容は、後日ホームページに掲載します。

(学校健康教育事業部企画運営委員長 柵木嘉和)

# 勤労者支援事業部

# 勤労者支援

日本栄養士が公益社団法人になり、2年目を迎えようとしています。また、会員の方に会報誌をお送りするようになり、職域事業部の活動を少しでも理解していただけるよう努めています。

日本栄養士会、勤労者支援事業部をはじめ各職域事業部にも言えることではないかと思いますが、今後考えていかなくてはならないことは、会員から寄せられた意見や声を大事にしていくことです。一昨年の退会者へのアンケートでは、少数ではあったようですが、「参加したい研修会がない」「魅力がない」「期待はずれ(セミナーのレベル)」「研修会が都市部などに集中している」などの意見がありました。ここ数年、日本栄養士会の会員数は減少傾向にあります。勤労者支援事業部では、多くの会員によりたくさんのメリットを感じてもらえるよう運営を改善します。また、「運営が改善したな」「会員増対策が図られたな」という声が聞こえるよう努力していきます。

昨年9月に名古屋で開催された全国栄養士大会に併催したブロックネットワーク会議においては、全国7ブロックに1名代表者を置き、討議をしました。ブロック代表者を置くことで組織の連携を密にし、都道府県単位での研修会などの開催が難しい場合においては、ブロック単位での研修会開催を支援していきたいと思っています。

さっそく本年度より、7月に西日本におけるブロック研修会の準備をしているところです。「日本栄養士会雑誌」6月号案内欄に掲載を予定しております。

昨年11月に岡山県栄養士会において勤労者支援分野の研修会が開催されましたが、全国の会員への広報が間に合わず反省をしております。今年はこのようなことがないよう、準備期間に余裕を持ちブロック研修会として実施する所存です。

先回の会報でも案内をしましたが、現在、月1回の 頻度で勤労者支援研修会を開催しています。ぜひご参加ください(研修会の案内は、日本栄養士会ホームページでご確認ください)。

勤労者支援事業部は運営予算額が少なく、また、会

員数も7職域事業部で最も少ない事業部です。平成25年3月末現在の会員数は1,581名と昨年の同時期と比べると88名の会員減であり、会員減を心苦しく思うとともに、会員増につながる活動にも注力をしたいと考えております。

私どもは管理栄養士・栄養士の道に入りました。学生のころは、「身体の栄養」を学び、今日まで来ています。学問は日進月歩で進化しています。働いていくうえで論文や書籍、研修会、媒体などから情報を得て自己研鑽し、スキルアップすることが必要です。また、習得した知識・技術を自分なりの手段として活用していくこと(「心の栄養」)は、この道の専門職として当然のことだと思っております。

勤労者支援事業部の企画運営会議は年4回程度、日本健康・栄養会館(千代田区)で開催しております。 企画運営委員は少人数でありますが、熱意を持って企 画の立案と事業の運営を遂行しております。

今後も何かある毎に情報を配信して、会員みなさん の手となり足となり頑張ってまいります。

勤労者支援事業部へのご意見をお待ちしております。

(勤労者支援事業部企画運営委員長 岸本稚清)

# 研究教育事業部

# 平成24年度全国研究教育栄養士研修会を終えて「多職種協働の栄養ケア、食育について」から学ぶ

「日本栄養士会雑誌」2013年1月号(新年号)に、特集「食べることは生きること―専門職連携と地域連携―」と題する対談が掲載されたことは周知のことと思う。中村丁次氏(日本栄養士会名誉会長、神奈川県立保健福祉大学学長)と大塚眞理子氏(埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科教授、看護師)、そして小松龍史氏(日本栄養士会長)の対談である。

これまでにも本会のブロック研修会でこのテーマに関する研修を開催してきたが、どちらかというと現場の業務としての多職種協働作業であり、多職種連携の栄養ケアであったと言わざるを得ない。そして、保健・医療・福祉の現場、すなわちヒューマンサービスの現場では、多職種協働が当たり前になりその連携が必須となっている状況の中で、漸く「多職種協働」、「多職種連携」の教育面に取り組まなければならない時代に突入したといえる。本年度の研修会を通して、私自身が実感したことは、神奈川県立保健福祉大学や新潟医療福祉大学の報告を目の当たりにし、正直「すでにここまで進んでいるのか」といった寒気が走るような気分であった。また、実践女子短期大学の地域連携に基づく食育ならびに教育実績についても同様である。

管理栄養士・栄養士を取り巻く社会環境・情勢は大きく動いており、特に2000年に行われた栄養士法の一部改正後、管理栄養士・栄養士に求められる責務も変わってきている。このことは、栄養管理実施加算が入院基本料に包括されるなど、診療報酬の改定を見ても分かることであり、栄養ケアの重視と在宅医療・介護の重視、疾病発症予防の基礎となる食育、食教育の重要性が高まる中、多職種連携・地域連携への取り組みが進み、管理栄養士・栄養士の養成教育も変わらざるを得なくなっているといえるだろう。

考えてみると、平成12年の法改正後、管理栄養士・栄養士の業務が、「もの(食事)」の管理から「ひと」の管理へとシフトしたと言われる。それに伴って、教育カリキュラムが「ひと」の栄養ケア・マネジメントができる能力(知識・技術)を修得させることを目的に行われるようになったと言われている。しかしその実際はいかがだろうか。専門職種を標榜するに値する知識・技術を身に付けて社

会に輩出しているだろうか。知識・技術は大丈夫だが、 実践力という観点ではまだまだだったりする。それは他 の医療職種に比して、臨地実習時間が短いことに起因す る、あるいはインターンシップ制度が導入されていないこ とに起因するのではないか。考えてみるとさまざまな課 題が脳裏をよぎる。制度の問題を論議し、現行法の中で は致し方ないという意見もよく耳にするが、すでに専門 職間協働 (IPW: Interprofessional Work) を実現するた めの教育、すなわち専門職間連携教育(IPE: Interprofessional Education) を実施している養成施設 の取り組み事例を見せられた教員が、何をしなければな らないかは明確な気がしている。待ったはなし。今やら なくていつやるのか。もちろん、簡単なことでないこと は明らかであるが、取り組み始めなければいつになって も形にならないものである。動き始めれば、そのことが 呼び水になって、さらに良いものになっていくものであ る。今まさに、アクションすべきときなのである。

新年号の言葉を借りると、食べるという行動は、排泄 という行動を伴い、「ひと」の「生活」という土俵で営まれ る行為である。「ひと」の生活背景を踏まえたうえで「食事」 を管理・指導する専門職種としての管理栄養士・栄養士 の視点をより一層大切にする必要がある。このことは食 事をサービスする管理栄養士・栄養士の原点だろうと私 は思う。「ひと」の「生活」という土俵はとてつもなく広く、 食に関わる職種も非常に幅が広い。だからこそ、保健・ 医療・福祉・教育の場で、また地域(行政)の場で、関連 する職種と協働作業を行う中で、専門性を活かしあい、 人々(患者さんであったり対象者、相談者)の健康と幸せ を支援するという共通認識、発想が大切になってきてい ると理解したい。ヒューマンケア、ヒューマンサービス、 今まさに、このような職業倫理、使命感を有する専門職 としての管理栄養士・栄養士を育てなければならないと 痛感している。

養成校の全ての教員が、このことを理解し、すぐにで も行動を起こさなければならないと考える。

皆で、頑張りましょう。

(研究教育事業部企画運営委員長 池本真二)

# 地域活動事業部

# 平成25年度全国栄養士大会(地域活動栄養士情報交換会)のお誘いと第30回公衆栄養活動研究会アンケート結果報告

### 【平成25年度全国栄養士大会(地域活動栄養士情報 交換会)のお誘い】

平成25年9月11日(水) $10:00 \sim 12:00$ 

神戸国際会議場において全国栄養士大会(地域活動 栄養士情報交換会)を開催します。

現在、各県で取り組まれている栄養ケア・ステーション事業をテーマに現状や課題などを話し合う予定であり、事前にアンケート調査をし、活発な情報交換ができるよう準備を進めています。

また、恒例の会員作成媒体の発表・展示・販売も行います。媒体の発表・展示・販売を希望される方は各地区担当の企画運営委員を通して申込んでください。媒体の展示内容については、事前にホームページに掲載する予定です。情報交換会は、活躍している全国の地域活動の会員の生の声を聴く機会でもあるので是非、たくさんの会員に参加していただき、これからの地域活動の活性化に役立ててください。お待ちしています。

#### 【第30回公衆栄養研究会アンケート結果報告】

参加者は169名。主催県の奈良をはじめ京都、兵庫、 大阪、滋賀など近郊県が全体の約4割でした。

アンケート回収:145枚(回収率85.8%)

#### <研修会の情報源>

日本栄養士会雑誌:57%、ホームページ:10%、その他: 33%と、日本栄養士会雑誌から情報を得ている会員が多 く、その他としては、各都道府県の代表者や企画運営委 員から誘いを受けたというものが目立ちました。

#### <会員事例発表>

事例発表は「どれも大変参考になった」「励みになった」との感想が多く、「高齢化社会に向かって避けられない介護事業は地域活動栄養士にとっても大切」「私たちはオールマイティを求められてきたが、専門分野に特化する活動もありということが分かったお話はうれしかった」「地道な努力が評価に繋がるよう頑張りたい」などの感想もありました。特にインターネットで情報を発信していることへの関心は高く、「ウエブサイトを活用できるのはありがたい」などの声も多くありました。また、「NPO法人立

ち上げの経緯についても知りたい」など起業栄養士への 意欲も感じられました。

#### <講演2題>

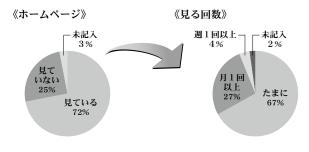
講演内容については「大変分かりやすく参考になった」 が多く、「禁煙指導は保健師さんの役目と思っていたが新 しい禁煙方法を知ってまず家族から始めたい」「特定保 健指導で禁煙指導に挑戦してみたい」など積極的な感想 もありました。

また、子供の食の話では離乳食を与える時、スプーンは口の中に入れずに下唇に乗せるようにするとそれが舌の動きを活発にしていくという話には、「目からウロコでした」「明日から現場で実践します」など「日頃の仕事に即役立つ有意義な研修会だった」との感想が多くみられました。

全体を通しての要望では、「日本栄養士会のホームページからリンクする形式の情報提供があればよい」「会員販売をゆっくり見る時間が欲しかった」「代表者の情報交換をブロック別にゆっくりしたい」「事例発表は2題くらいにして詳しく聞きたい」「パワーポイントの字が小さく後ろでは見えなかったので配付資料に工夫があると地元の県に帰ってから会員に伝えやすい」などが寄せられました。運営委員会では次回の研修会までにできるだけ改善・工夫するよう検討しています。

なお、地域活動事業部の活動の様子は日本栄養士会のホームページに随時、掲載されています。

アンケート結果ではホームページを「見ている」が72%、そのうち「月1回以上見ている」が27%でした。会員への情報提供の場でもありますので、もっとご活用ください。



(地域活動事業部企画運営委員 星川ミチ子)

# 平成25年度職域事業部研修会案内

職	域	研修会の名称	期日	会場
		第32回食事療法学会	26.3.8 (土)・9 (日)	長崎市・長崎ブリックホール
医	療	第27回臨床栄養学術セミナー	25.6.15 (土)	文京区・東京医科歯科大学
		スキルアップセミナー	25.11.16(土)・17日(日)	未定
		全国研修会	26.2.8 (土)・9 (日)	松戸市・聖徳大学
		スキルアップ研修会	25.6.8 (土)・9 (日)	松江市・島根県民会館
		①食育のためのスキルアップ 研修会	25.7.26(金)~28日(日)	宮崎市・宮崎県学校給食会
		1911S-T	25.8.2 (金) ~ 4 日 (日)	名古屋市・名古屋女子大学
			25.8.9(金)~11日(日)	盛岡市・マリオス
学校健	康		25.8.23(金)~25日(日)	台東区・華学園
教	育	②給食管理のためのスキル アップ研修会	25.6.29 (土)	岡山市・中国学園大学
			25.6.30 (日)	京都市・同志社女子大学
			25.7.13 (土)	新潟市・新潟県立大学
			25.7.14 (日)	千代田区・日本健康・栄養会館
			25.7.21 (日)	盛岡市・アイーナ
		③栄養管理のためのスキル アップ研修会	9月以降計画中	
勤労者支	上板	勤労者支援研修会	全10回 (3/19、4/17、5/15、 6/12、7/10、以後は日程調整中)	千代田区・日本健康・栄養会館
到刀名义	. 1久	ブロック研修会	25.7.13 (土)	<b>倉敷市・倉敷スイートタウン</b>
		全国矯正栄養士研修会	26.2 月開催	未定
研究教	育	全国研修会	26.3.1 (土)・2 (日)	奈良県・奈良女子大学
01 90 01	.,	全国栄養士大会における自由集会		神戸市・神戸国際会議場
		全国研修会	25.8.29 (木)・30 (金)	都内予定
公衆衛	生	新任者研修会	26.1.末 予定	未定
		全国栄養士大会における自由集会		神戸市・神戸国際会議場
	٠.	公衆栄養活動研究会	26.2.8 (土)	横浜市・横浜市健康福祉総合センター
地域活	動	全国栄養士大会における自由集会		神戸市・神戸国際会議場
		専門分野別グループ研修会	未定	未定
		全国研修会	25.10.12 (土)・13 (日)	江東区・東京ビッグサイト
	祉	第18回専門研修会	【中堅者研修 I 】 〈西会場〉 25.6.15 (土)・16 (日) 〈東会場②〉 25.10.5 (土)・6 (日)	【中堅者研修 I 】 〈西会場〉岡山県和気郡・和気鵜飼谷温泉 〈東会場②〉熱海市・熱海ニューフジヤホテル
			【中堅者研修Ⅱ】 〈東会場①〉 25.5.25 (土)・26 (日) 〈西会場〉 25.7.20 (土)・21 (日) 〈東会場②〉 25.11.2 (土)・3 (日)	【中堅者研修Ⅱ】 〈東会場①〉熱海市・ハートピア熱海 〈西会場〉廿日市市・みやじま杜の宿 〈東会場②〉熱海市・熱海ニューフジヤホテル
福			【中堅者研修Ⅲ-2】 〈東会場①〉25.6.29 (土) 〈東会場②〉25.8.17 (土) 〈西会場〉25.11.23 (土)	【中堅者研修Ⅲ-2】 〈東会場①、②〉 千代田区・ベルサール神保町 〈西会場〉岡山市・オルガホール
			【中堅者研修IV-2】 〈北海道・東北ブロック会場〉 25.8.31(土)・9.1(日) 〈近畿&東海・北陸ブロック会場〉 25.9.21(土)・22(日) 〈関東甲信越&京浜ブロック会場〉 25.11.30(土)・12.1(日) 〈中四国&九州ブロック会場〉 26.2.1(土)・2(日)	【中堅者研修IV-2】 〈北海道・東北ブロック会場〉 仙台市・茂庭荘 〈近畿&東海・北陸ブロック会場〉 京都市・ルビノ京都堀川 〈関東甲信越&京浜ブロック会場〉 熱海市・熱海ニューフジヤホテル 〈中四国&九州ブロック会場〉 岡山県和気郡・和気鵜飼谷温泉

# 都道府県栄養士会会長に聞く!!



(公社)福島県栄養士会中村啓子 会長

東日本大震災では、みなさまからのたくさんの温か いご支援に感謝申し上げます。

公益社団法人への移行を目指して福島県栄養士会も 準備を進めて参りましたが、東日本大震災と原子力災 害による緊急業務などに追われて、なかなか思うように 進めることができませんでした。原子力災害で避難区 域に勤務または居住していた会員は避難を余儀なく強 いられて多くの会員が本会活動に参加できなくなりまし た。公益社団法人移行へ向けて復興元年の昨年5月からプロジェクトチームを立ち上げて本格的に取り組んで きました。後方から日本栄養士会のご支援をいただき、 平成25年4月1日をもって公益社団法人福島県栄養士 会として移行することができました。感謝申し上げます。 申請書を作成する中で、今までの会の運営や活動内容を見直す良い機会になりました。また、今後の会の運営体制や事業活動についての課題などが浮き彫りになってきました。県民の健康づくりの一翼を担う専門団体として、体制強化を図っているところです。また会員一人ひとりが未加入員の仲間に声かけをして会員増を図って、震災前の福島県栄養士会の会員数にと願っています。

公益社団法人に移行できたこと一つとっても、地域 社会のつながりが希薄化される中、私たちは震災や原 子力災害で発揮した絆を大事に守り育てるとともに後 の世代にも伝えていくことを担っていきたいと思います。



# 560名の会員とともに目指していること

(公社)山梨県栄養士会田草川憲男 会長

平成24年度事業の中で特に重点的に取り組んだことが3つあります。

第1は「疾病の重症化予防のための食事指導活動拠 点整備事業」で、本県では以前から保健所において診 療所に働きかけて実施しておりましたが、事業拡大の 難しさを感じておりました。そこで、県健康増進課、県 医師会、各郡市医師会長を訪問し、この事業の趣旨と アンケートを行う旨の説明をいたしました。郡市医師 会長の中から、「このような事業を待っていた」との積極 的な発言をいただくこともできました。また、県内の医 院(約600施設)に対し、「医院における食事指導の現状 と今後のお考えについて」アンケート調査を行いまし た。回答(回収率24.4%)のあった中から、食事指導の 必要性があると考えている医院を対象に、「無料お試し 食事指導」のお誘いを行い現在24医院の賛同を得て、 指導の必要な患者様にお声がけしていただいています。 今回、管理栄養士との雇用契約ができたのは2医院で すが、すでに約20施設で活躍している管理栄養士とと もに実績を積み、評価して必要性をアピールすることと、 これに従事する管理栄養士のスキルアップ研修会も続 け、疾病の重症化予防に貢献していきたいと思います。

第2は、栄養ケア・ステーション事業としての特定保健指導事業です。複数の医療保険者と契約し、少しずつではありますが効果的な事業運営ができております。さらに事業を拡大するには、会員数の少ない中、従事する管理栄養士を増やすことが課題です。

第3は、市町村行政管理栄養士の配置促進活動です。 本会では毎年、連盟役員の他、地元の食生活改善推進 員と一緒に市町村へ陳情活動を繰り返し行っておりま す。その甲斐あってか、今年度一つの自治体で管理栄 養士の公募をするという回答をいただきました。行政 管理栄養士の業務実績をアピールし、配置率100%を目 指します。

今後も生涯学習研修会や各種研修会などでスキルアップを重ね、管理栄養士・栄養士は「うそをつかない」「科学的根拠」の基に、県民の健康づくりに貢献したいと思っています。

また、2人の事務局職員が、各種事業や事務局運営に日夜奮闘していることに感謝です。



## 「公益社団法人」としての新たな出発点に立って

# (公社)奈良県栄養士会福原圀子 会長

昭和29年に奈良県栄養士会が設立し、今年で59年 目となります。本会は、特に初代会長を初めとしてよ き指導者に恵まれ、親密な関係の中に会員の和を築 いてきました。多くの研修会にできる限り参加し、い ろいろなことを学び、先輩の方々から教わることが多 く新たな勇気をいただきました。近年、そんな会の事 業への参加が少ないのは、やはり世の中があまりにも 忙しすぎるから、インターネットでも充分な知識を習 得できるからでしょうか。しかし、実際に参加すること により講義の内容、講師の話し方、振る舞いに接すこ とができるのですが…。本会も公益社団法人となり今 後もさらに県民の負託に応える管理栄養士・栄養士 を目指して組織強化にも取り組まなければなりませ ん。現在、奈良県では健康寿命の延伸と日本一の長 寿県を目指すことが報ぜられました。県民の重症化予 防や在宅訪問指導も本県の今後進めていく課題では ありますが、職域の中で会員一人ひとりが生涯健康で

ある県民を増やすために何をなすべきか、啓発が大切かと考えます。そこで、25年度の事業として、①発達に支援が必要とされる児に対する食の課題②出生時から医療を必要とする新生児の栄養指導③疾病の重症化予防に関してのスタッフの育成④コミニュケーションスキルを高め、自分を磨く⑤バリデーション療法を学ぶ⑥昨年台風12号により奈良県南部で甚大な被害を受けたことや、予想されている東南海地震に備えて、災害支援スタッフ養成講座の開催など公益事業や、会員の研修事業を計画したところです。

公益移行の申請に関しては、不安だらけの中、近隣の栄養士会に教わりながら無事、平成25年4月1日より公益社団法人として新たな出発をすることができました。公益という重責をひしひしと感じている現在ではありますが、今後も会員の和を大切に努力を重ねたいと思っています。



# 住み慣れた地域で「健康長寿」

(公社)高知県栄養士会津野美保会長

高知県は、高齢化率は全国第3位。生活習慣病による死亡率も第3位で、高齢社会を10年先取りして進んでいます。毎年、高知県が行っている県民世論調査(20歳以上の県民3,000人を対象)の平成24年度の結果に興味深いものがありました。高知県が推進している「日本ーの健康長寿県づくり」について特に力を入れるべき施策として、県民は、「地域で適切な医療を受けられる体制づくり」を挙げており30.8%と高率でした。同じく平成23年度調査結果では「長期療養が必要になった場合に選択する医療形態」として「自宅で暮らしながら、訪問診療や訪問看護などにより在宅医療を受ける」が24.4%と2番目に多い結果となっていました。

これらから、住み慣れた地域で暮らしながら自宅で療養したいというニーズは大変高いものがあることをあらためて感じ、私はそこに高知県栄養士会が果たすべき役割があると確信しました。健康づくりはもちろん、疾病の重症化予防、健康寿命の延伸など全てのライフス

テージで私たちの活動が求められているのです。

昨年度から高知県東部地域で糖尿病重症化予防のための事業に取り組んでいます。管理栄養士非配置診療所へ会員を派遣し患者さんへ栄養指導を行うものです。診療所で10年治療しているが食事の話を聞くのは初めてという方、食事や生活を変えるよりも薬で治したいという方などに食事や運動の重要性を理解してもらうことは大変ですが、定期的に診療所医師や保健所スタッフとの勉強会も行い、情報の共有をしています。栄養指導のプロとして患者さんに対する姿勢に医師や看護師、保健師などから信頼の声が上がっています。

高知県のように医療インフラが偏在している県では、 十分でない地域で患者さんのQOLを高め、健康寿命が できるだけ長くなるように力を合わせていく活動は、地 味ですが在宅生活を支える意義深いものだと考えてい ます。

### 平成25年度 公益社団法人日本栄養士会 第2回定時総会 開催通知

代議員・会員各位

公益社団法人日本栄養士会会長 小松龍史

公益社団法人日本栄養士会第2回定時総会を公益社団 法人日本栄養士会定款第18条第1項の規定に基づき、下記 により開催いたしますので、注意事項をお含みのうえご参加 くださいますようご案内申し上げます。

記

日 時 平成25年6月23日(日)13:00~15:20 6月24日(月)9:00~12:00

場 所 新大阪イベントホール レ ルミエール 大阪市淀川区西中島 5-5-15 新大阪セントラルタワー2 F

#### 構成員 代議員

#### 総会議題

第1号議案 平成24年度事業報告、貸借対照表、損益計算書

(正味財産増減計算書)および財産目録承認の件

第2号議案 役員報酬承認の件 第3号議案 名誉会員承認の件

協 議 平成25年度事業執行計画・予算について

到達目標について(仮題)

#### 日 程

● 第1日 (6月23日)

12:00~13:00 受付

13:00~14:00 特別講演「到達目標について(仮題)」

14:00~14:20 開会

会長挨拶

議長団選出・議事録署名人選出・書記

団指名・会議運営委員指名

総会成立宣言

 $14:20 \sim 14:40$  第1号議案 (提案説明)

14:40~14:50 第2号議案(提案説明)

14:50~15:00 第3号議案(提案説明、討論・採決)

15:00~15:20 協議事項(提案説明) (15:20~15:30 会場模様替え・休憩)

15:30~17:40 【日本栄養士連盟第38回通常総会】

18:30 ~ 20:30 情報交換会(新大阪ワシントンホテルプ ラザ「サファイアホール」)

●第2日(6月24日)

8:30~ 9:00 受付

9:00~ 9:20 総会式典

9:20~10:20 第1号議案(討論・採決)

10:20~10:30 第2号議案(討論・採決)

10:30~12:00 協議事項(討論)

12:00 閉会

#### 【注意事項】

1.上記議案の内容は「総会資料」(ホームページ会員専用ページをご覧ください。代議員の方へは、別途郵送します。)をご覧ください。出欠につきましては、次によりご手配ください。

- (1) 出席する代議員は、その旨を所属都道府県栄養士会に届け出てください。
- (2) 欠席する代議員は、その旨を所属都道府県栄養士会に届け出るとともに、次のアまたはイの手続きをお取りください。 ア出席する代議員に委任する。この場合は、必ず委任状を提出してください。
  - イ 各議案について賛否を書面で表決し、6月14日(金) (必着)までに日本栄養士会長に届け出てください。
- (3) 都道府県栄養士会長は、所属代議員の出欠〔①総会、② 情報交換会〕を確認し、6月14日(金)までに日本栄養士 会長に指定の様式にて届け出てください。
- (4) 代議員以外の出席を希望する会員は、①所属都道府県栄養士会名、②会員番号、③氏名、④出欠〔1) 総会、2) 情報交換会〕などを記入し、6月14日(金) までに日本栄養士会長にファクシミリ(FAX 03-3295-5165) にて申し出てください。
- 2.総会出席者は、定刻までに受付を済ませて、総会会場にご参 集ください。

#### 【情報交換会】

日 時 平成25年6月23日(日)18:30~20:30

場 所 新大阪ワシントンホテルプラザ「サファイアホール」

参加費 7,500円(当日徴収)

### 平成25年度 公益社団法人日本栄養士会 替助会員会総会 開催のご案内

賛助会員会会員各位

日 時 平成25年6月23日(日)17:00~18:00

場 所 新大阪ワシントンホテルプラザ

2階「蘭・牡丹・菊」

大阪市淀川区西中島 5-5-15

#### 内 容 報告・説明

①日本栄養士会の活動について

#### 議題

- ①賛助会員会平成24年度事業報告について
- ②賛助会員会平成25年度事業計画案について その他
  - ①日本栄養士会への要望
  - ②その他

※公益社団法人日本栄養士会第2回定時総会ならびに情報交換会へも、是非、ご出席ください。参加申し込み方法などの詳細は、直接ご案内をお送りします。

# 平成25年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

#### I 公1事業 食・栄養の科学振興事業

- 1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業
- 1-1 保健指導等のデータ調査解析
- 1-2 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究
- 1-3 FROM-J研究への参画
- 1-4 高齢者、障がい者の栄養に関する調査研究
- 1-5 管理栄養士専門分野別人材育成事業
- 1-6 管理栄養士・栄養士の職業倫理の策定
- 1-7 国への栄養施策の提言活動
- 1-8 その他各種調査研究活動

#### 2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

- 2-1 栄養指導・食事療法に関する文献検索システム 利用・活用の促進と論文作成の支援
- 2-2 栄養指導・食事療法に関する研究助成及び育英 資金の支給事業
- 2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の 刊行物の監修等

#### Ⅲ 公2事業 食·栄養改善人材育成事業

- 1 卒後教育の基幹研修制度の運営事業
  - 1-1 管理栄養士・栄養士の卒後教育体系の構築事業
- 1-2 生涯学習研修事業
- 1-3 全国栄養士大会開催事業
- 1-4 都道府県栄養士会との共同研修事業等
- 1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業
- 2 拡充研修制度 (職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養 士業務の技術・学術の向上に関する研修)の運営事業
  - 2-1 管理栄養士・栄養士の特定種類業務における 専門的知識・技能の強化事業
    - 2-1-1) 特定保健指導担当管理栄養士認定
    - 2-1-2) TNT-D(臨床栄養療法) 認定管理栄養士認定
    - 2-1-3) 公認スポーツ栄養士認定
    - 2-1-4) 在宅訪問栄養指導管理栄養士認定
- 2-2 特定保健指導担当管理栄養士研修会、栄養サポートチーム担当管理栄養士研修会
- 2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会公益目的 事業支援事業
- 2-4 職域別研修(職域全国研修会その他)事業
- 2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業
  - 2-5-1 日本歯科医師会との協働研修事業
  - 2-5-2 産業栄養研究会の研究会(研修会)の共催事業
- 2-6 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

平成25年度公益社団法人日本栄養士会事業計画(職域事業部 含む)および収支予算については、詳細がホームページに掲載 されています。是非ご覧ください。

http://www.dietitian.or.jp/jdainfo/outline/index.htm

#### Ⅲ 公3事業 食生活自律支援事業

- 1 個別特性対応型の食の自律支援事業
- 1-1 栄養ケア・ステーション事業
  - 1-1-1 特定保健指導にかかるモデル事業及び都道 府県栄養ケア・ステーション支援事業
  - 1-1-2 地域住民および管理栄養士非配置医療機関 等を通した地域住民への栄養ケア支援業務
  - 1-1-3 認定栄養ケア・ステーションの創設に向けた 推進業務
- 1-2 被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業
- 1-3 非常災害発生時に被災者の健康支援を担う管理 栄養士等(JDA-DAT)の育成に向けた事業
- 2 集団特性対応型の食の自律支援事業 (栄養改善・健康 づくりに関する国民的合意を形成する事業)
  - 2-1 健康づくり提唱のつどい
  - 2-2 「野菜を食べよう」キャンペーン活動
- 2-3 児童福祉施設での食育活動
- 3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業
- 3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業
- 3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業
- 3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

#### Ⅳ 公4事業 食環境整備事業

- 1 連携・協働関係の構築事業
  - 1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成、 栄養と健康を考える有識者の会の開催
- 3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備
  - 3-1 在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業
  - 3-2 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償 責任保険制度の取り扱い事業
  - 3-3 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度 改革に関する包括的な検討事業

#### V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

- 1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する 支援事業
- 2 国際栄養土連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる 国際交流事業
- 3 海外留学助成事業

#### VI その他(法人運営)に関する事業

- 1 会務運営に関する取り組み等
- 2 会員に関する取り組み等
- 3 その他必要な取り組み等



# 日本栄養士会会員のみなさんは、自動的に 栄養士賠償責任保険に加入しています!!



#### 栄養士賠償責任保険ってなに?

公益社団法人日本栄養士会が契約者となり、会員の皆様が被保険者(保険の補償を受けられる方)となる、団体契約保険です。補償内容は、日本国内で管理栄養士・栄養士として行う業務の結果、ご契約期間(保険期間)中に他人の身体や財物に損害を与えたことにより、負担される法律上の損害賠償責任を補償する保険です。また、さまざまなリスクを包括的にカバーする総合補償制度も新設されましたので、詳細につきましては、ホームページ(会員専用ページ\*)をご覧いただくか、引取保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

#### 〈問い合わせ先〉

引取保険会社 日本興亜損害保険株式会社 TEL 03-3593-6247 取扱代理店 株式会社エヌシーアイ TEL 03-3426-7757

※万一事故が発生したときは、ただちに引取保険会社または取扱代理店まで連絡してください。

#### 会報「栄養日本・礎」年間発行予定は以下の通りです

回数	種 類	発行日				
vol.3-No.1	紙媒体(「日本栄養士会雑誌」同封)	平成25年6月1日発行				
vol.3-No.2	電子媒体(ホームページ掲載)	平成25年9月予定				
vol.3-No.3	電子媒体(ホームページ掲載)	平成 25 年 12 月予定				
vol.3-No.4	紙媒体(「日本栄養士会雑誌」同封)	平成26年3月予定				

\*会員専用ページ ユーザー名 (eiyoushikai) パスワード (jda2011)

### "会員の声"のコーナーの原稿を募集しています

内容は、「日本栄養士会へ望むこと」「管理栄養士・栄養士として」などをテーマに400字程度にまとめてください。原稿、氏名、会員番号、連絡先住所、電話番号を記入のうえ、メール(info@dietitian.or.jp) またはファクシミリ (03-3295-5165) でお送りください。

vol.3-No.2への原稿募集期間は、平成25年7月1日(月)~7月31日(水)です。

いただいた原稿は会報 「栄養日本・礎」 でご紹介させていただくとともに、会の運営・執行に役立たせていただきます。 原則として質問などに対する回答はいたしません。 掲載の可否等については、本会へご一任ください。

# 編二集二後二記

平成20年12月1日に「公益法人制度改革関連3法」が施行され、従来の公益法人は「特例民法法人」となり、平成25年11月30日までに新法人へ移行することが必要になりました。

平成21年度通常総会において日本栄養士会、都道府県 栄養士会ともに「公益社団法人」へ移行することを決定し ました。

以来、日本栄養士会、都道府県栄養士会ともに定款の変更や事業の見直し整備などを進め、11月30日の期限前

に全ての都道府県栄養士会が公益社団法人への移行を果たそうとしています。公益社団法人への移行に尽力された会長をはじめとする都道府県栄養士会役員ならびに関係者の皆様に改めて敬意を表します。

公益社団法人として安定的に組織を運営し事業を実施するためには、なんといっても「会員の拡充」(公益活動を強化するための人材を確保する事業)が重要になります。 組織を挙げて会員の拡充に取り組みましょう。

(公社)日本栄養士会副会長 長谷川 克己



発 行/平成25年6月1日 発 行 所/公益社団法人 日本栄養士会編集責任/公益社団法人 日本栄養士会 〒101-0051 東京都千代田区神田

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39 TEL03-3295-5151 FAX03-3295-5165 http://www.dietitian.or.jp/

印刷 所/日本印刷(株)